

※下線は更新部分

※本情報は中国当局プレスリリース等の仮訳に基づく

中国におけるアフリカ豚コレラ発生事例について

2018年8月3日、中国において、アジアで初めてアフリカ豚コレラ（ASF）の発生が認められた。現在までの発生事例については以下のとおりである。

最新の発生

106 報目：2019年6月30日、広西チワン族自治区の農場（147頭飼養、9頭が症状を呈し、9頭が死亡。）

（OIE 情報）

http://www.oie.int/wahis_2/public/wahid.php/Reviewreport/Review?page_refer=MapFullEventReport&reportid=31019

107 報目：2019年7月4日、広西チワン族自治区の農場（744頭飼養、42頭が症状を呈し、1頭が死亡。）

（OIE 情報）

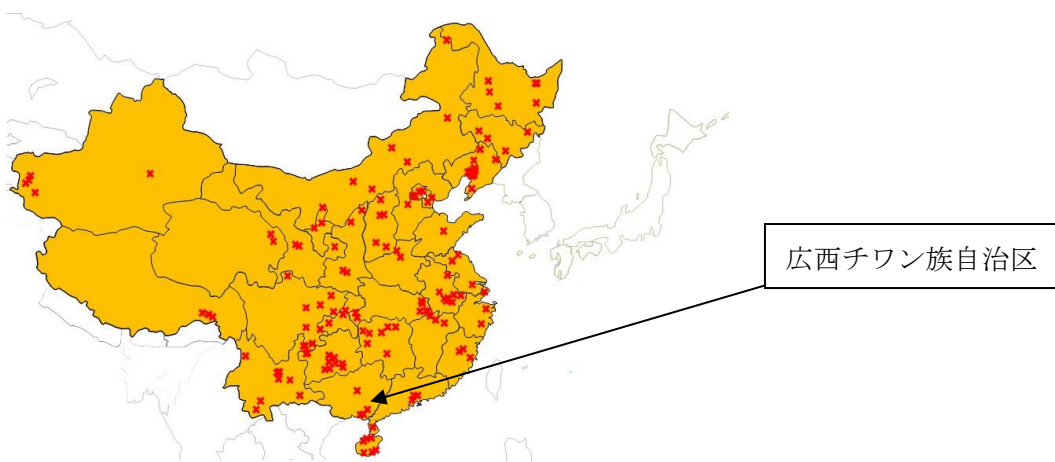
http://www.oie.int/wahis_2/public/wahid.php/Reviewreport/Review?page_refer=MapFullEventReport&reportid=31019

発生報告

4直轄市 22省 5自治区

174 か所（153 農場、6施設、12村、2車両）（野生いのしし1か所）

発生地域



発生地域 (初発生日※1)	発生箇所数 【野生いのししでの発生箇所数】 (封鎖解除済件数)	殺処分頭数 (※2)
遼寧省 (8月3日)	27 (27)	84,977
河南省 (8月16日)	2 (2)	3,799
江蘇省 (8月19日)	4 (4)	54,370
浙江省 (8月22日)	4 (4)	3,748
安徽省 (8月30日)	9 (9)	13,897
黒龍江省 (9月5日)	7 (7)	3,662
内モンゴル自治区 (9月14日)	6 (6)	921
吉林省 (9月20日)	3 【1】 (4)	1,255
天津市 (10月12日)	2 (2)	744
山西省 (10月17日)	5 (5)	37,377
雲南省 (10月20日)	18 (16)	2,809
湖南省 (10月22日)	8 (8)	18,278
貴州省 (10月25日)	13 (<u>7</u>)	1,712
重慶市 (11月4日)	3 (3)	411
湖北省 (11月7日)	7 (7)	2,056
江西省 (11月8日)	3 (3)	400
福建省 (11月8日)	3 (3)	22,124
四川省 (11月15日)	7 (<u>6</u>)	27,176
上海市 (11月17日)	1 (1)	303
北京市 (11月23日)	4 (4)	52,925
陝西省 (12月2日)	4 (4)	8,172
青海省 (12月12日)	2 (1)	366
広東省 (12月19日)	3 (3)	6,145
甘肅省 (1月13日)	3 (3)	253
寧夏回族自治区 (1月19日)	3 (1)	222
広西チワン族自治区 (2月18日)	<u>6</u> (2)	<u>13,454</u>
山東省 (2月20日)	1 (1)	4,504
河北省 (2月24日)	1 (1)	5,493
新疆ウイグル自治区 (4月4日)	5 (5)	978
チベット自治区 (4月7日)	3 (3)	5,695
海南省 (4月19日)	6 (6)	963
合計	<u>174</u> (<u>158</u>)	<u>37,9189</u>

※1 中国当局プレスリリースによる確定診断日

※2 OIE 報告による。ただし、中国当局は発生農場及び原則疫区（発生地を起点とした半径 3km 圏内）の飼養豚を殺処分しており、実際の殺処分数は上記頭数より多い。

農業農村部は、2019年4月23日時点で、これまでの累計殺処分頭数は、豚およびいのしし併せて**102万頭**であると公表している。(農業農村部 2019年4月23日付けプレスリリース)

URL : http://www.moa.gov.cn/xw/tpxw/201904/t20190423_6212532.htm

FAO (国際連合食糧農業機関) によると、2019年6月20日までの豚の累計殺処分頭数は**113.3万頭**である。

URL : http://www.fao.org/ag/againfo/programmes/en/empres/ASF/Situation_update.html

農林水産省の対応

農林水産省は、初発の時点で既に実施していた口蹄疫等の防疫対策の徹底に加え、今般の発生をふまえ、動物検疫所では水際対策を強化。また、都道府県及び関係団体等の国内関係者に関連情報及び国内対策について通知済み。

中国当局の対応

ASFに関する緊急実施指針に従い、指揮団を派遣、発生地における封鎖、淘汰、無害化处理、消毒等、全ての豚及び感受性動物並びに畜産物について封鎖区域への出入り禁止等の措置を講じている。 _

※ASFに関する緊急実施指針の仮訳は以下に公開しています。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/attach/pdf/asf-497.pdf>